

令和6年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

令和6年9月20日（金曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時52分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
(令和6年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 第 5 議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第 2号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 6号 財産の取得について
- 第11 議案第 7号 財産の取得について
- 第12 議案第 8号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 議案第 9号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 報告第 8号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について
報告第 9号 定期監査（工事監査）の結果報告について
報告第10号 定期監査（学校監査）の結果報告について
報告第11号 例月出納検査の結果報告について
- 第15 報告第12号 教育行政事業執行状況報告書（令和5年度対象）の提出について
- 第16 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
認定第 1号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - (1) 令和5年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - (2) 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (3) 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - (4) 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 令和5年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- (6) 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 令和5年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和5年度白老町下水道事業会計決算認定について
- 報告第 2号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 令和5年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 5号 令和5年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第17 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第18 意見書案第 8号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）
- 第19 意見書案第 9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
- 第20 委員会所管事務調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第21 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告）
（要望書等の配付）
- 第22 休会について

○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分 の報告について
（令和6年度白老町一般会計補正予算（第5号））
- 議案第 1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 2号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 財産の取得について
- 議案第 7号 財産の取得について

議案第 8 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 議案第 9 号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 報告第 8 号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について
 報告第 9 号 定期監査（工事監査）の結果報告について
 報告第 10 号 定期監査（学校監査）の結果報告について
 報告第 11 号 例月出納検査の結果報告について
 報告第 12 号 教育行政事業執行状況報告書（令和 5 年度対象）の提出について
 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 認定第 1 号 令和 5 年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 （1）令和 5 年度白老町一般会計歳入歳出決算
 （2）令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 （3）令和 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 （4）令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 （5）令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 （6）令和 5 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 認定第 2 号 令和 5 年度白老町水道事業会計決算認定について
 認定第 3 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 認定第 4 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計決算認定について
 報告第 2 号 令和 5 年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 報告第 3 号 令和 5 年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 報告第 4 号 令和 5 年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出
 について
 報告第 5 号 令和 5 年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 承認第 1 号 議員の派遣承認について
 意見書案第 8 号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求
 める意見書（案）
 意見書案第 9 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
 委員会所管事務調査の報告について
 （総務文教常任委員会）
 （産業厚生常任委員会）
 （広報広聴常任委員会）

○出席議員（13名）

1 番 水 口 光 盛 君	3 番 氏 家 裕 治 君
4 番 長谷川 かおり 君	5 番 飛 島 宣 親 君
6 番 前 田 弘 幹 君	7 番 森 山 秀 晃 君
8 番 佐 藤 雄 大 君	9 番 前 田 博 之 君

10番 貳 又 聖 規 君
12番 西 田 祐 子 君
14番 小 西 秀 延 君

11番 森 哲 也 君
13番 広 地 紀 彰 君

○欠席議員（1名）

2番 田 上 治 彦 君

○会議録署名議員

11番 森 哲 也 君
13番 広 地 紀 彰 君

12番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 己 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	鈴 木 徳 子 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課 長	太 田 誠 君
税 務 課 長	高 尾 利 弘 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 大 輔 君
高 齢 者 介 護 課 長	森 誠 一 君
生 活 環 境 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	三 上 裕 志 君
農 林 水 産 課 長	菊 池 拓 二 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	富 川 英 孝 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	本 間 佳 令 君
病 院 参 事	温 井 雅 樹 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 弘 樹 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、11番、森哲也議員、12番、西田祐子議員、13番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第8号及び議案第9号の人事に係る議案2件について、副町長から説明があり、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告について

○議長（小西秀延君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和6年白老町議会定例会9月会議の最終日に当たり、喫緊で報告すべき案件につきまして行政報告を申し上げます。

北海道栄高等学校の移転方針についてであります。9月17日に同校を運営する学校法人京都

育英館の松尾理事長より移転方針が伝えられました。同校は、昭和39年に北海道日本大学高等学校として設置されて以来、北海道桜丘高等学校、北海道栄高等学校と名称変更や運営の移管を経ながら、60年の長きにわたり本町と共に歩んでまいりました。これまでの同校と町の関わりを考えますと、移転することは地域への計り知れない影響があり、加えて子供たちの教育の場が失われることは本町にとって、まちの発展としても大きな損失であることから、私立学校の灯を消してはならないものであります。町といたしましては、今後も引き続き本町において学校運営をいただけるよう町内関係機関と共に早急に学校側へ働きかけを行ってまいります。

○議長（小西秀延君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和6年度白老町一般会計補正予算（第5号））

○議長（小西秀延君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（令和6年度白老町一般会計補正予算（第5号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、報告第1号になります。報1―1をお開きください。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月6日提出。白老町長。

記書きでございます。（5）災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

報1―2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和6年8月27日専決。白老町長。

令和6年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億8,242万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（小西秀延君） 日程第5、議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議案第1号になります。議1―1をお開きください。令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,057万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月6日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 19ページ、海と漁業を科学するプロジェクト事業です。少し前置きをさせていただいてから質問に入りたいと思います。先般ホッケの養殖施設を視察してきましたけれども、ホッケは水槽の中で元気に泳いでいました。そこで、町制施行70周年の節目の年に大塩町長は自らの政策を創出し、新しい陸上養殖漁業を導入してスタートを切りました。くしくも新しい畜産農業を興すとして当時の浅利町長は町制施行の年の昭和29年に黒毛和種のしまね和牛を導入してから今年で苦節70年になります。今や白老牛として有名ブランド化されています。そういうことで、この2つの先駆的な事業に、これは70年という何か因縁を感じるのです。ぜひ白老町の陸上養殖漁業が所期の目的を達成されることを期待するものです。そういうことを言って質問に入ります。

そこで、ホッケの陸上養殖の事業は全国ニュースとして報道されていますけれども、これはニュースとしての報道価値が高いからだと思います。ということは、今も申し上げましたけれども、やはり自治体としての先駆的な事業に挑戦しているゆえんであるのではないかと。報道関係にはこれからも大いに取り上げていただきたいと思います。それはいいのですけれども、

一方ニュースの扱いは別として、これは今後のビジネスチャンスと考えて多くの企業からの問合せがあるのではないかと思います。その反響はどのようなになっていますか。

○議長（小西秀延君） 菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） ホッケの陸上養殖の反響ということでございまして、6月25日に北海道栽培漁業振興公社の伊達事業所から養殖魚30尾を白老町の施設に搬入しました。そのときの状況を各種報道等に取り上げていただきまして、それを見た各自治体だとか、西日本でいろんな魚種の養殖をやられている大手の企業だとか、あとはアメリカで陸上養殖をやられている先端の技術を導入してほしいという領事館からの問合せだとか、あとは東北の石巻市議会の行政視察等、多方面から問合せだとか現地に足を運んでいただいている状況でございまして、改めてホッケという魚種、賛否両論いろいろありますけれども、注目はされている事業と捉えております。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 今答弁があったように、多分いろいろな企業からも、ここで答弁できないような問合せもあるかも分からないと思うのですけれども、その辺を踏まえて今後の養殖事業の正否、できるかできないか、あるいは新規開発、そして研究過程の中で、多分この事業は生き物であっても企業秘密が多く出てくると思うのです。考えられます。そこで、企業秘密の、企業という言い方がいいかどうか分からぬけれども、一応一般論として言わせてもらうのだけれども、企業秘密の厳守、保護の対策を今からしておく必要があるのではないかと思います。のですけれども、その辺はどうですか。

○議長（小西秀延君） 菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） 今回の閉鎖循環システムにおきましては、確かに議員がおっしゃられるとおり養殖技術と種苗生産技術と、あとは養殖シミュレーションの構築ということで、現状ではホッケという魚種の中ではこの辺の技術や知見が確立されていないという現状から、これから得られるデータというのは非常に貴重なものになっていくと思っております。先ほど説明させていただきました大手企業だとか各自治体、いろんなところから見ていただいているところを今後のビジネスパートナーとして可能性はある一方で、やはり得てきた技術というのは資本力をもって大いに横展開される可能性も非常にあると思っておりますので、この辺はしっかりと今後の得たデータを守っていくということは必要な部分かと思っておりますので、現在アクシムという会社と業務委託契約の中でこの事業を進めておりますけれども、ここは相手方の弁護士とも話をしながら、この辺の秘密保持契約を今締結しておりますので、この業務委託で得たデータ、情報というものはしっかりと保護しながら進めていけるような体制は取っております。

○議長（小西秀延君） 9番、前田博之議員。

○9番（前田博之君） 今の答弁を踏まえて、これが例えがいいのかどうかは別にして、トンビに油揚げをさらわれないようにすべきだと思うのです。それで、特許の取得の対応のために、今の答弁も踏まえてです、そして専門家に業務委託をしていつでも対処できるように予算化しておくべきではないかということです。

もう一点は、前段で私も申し上げたと思いますし、町長の思いも深いと思うのだけれども、そうすると陸上の水産業として白老という水産振興の起首と、先駆けとなるように、予算でもまちの産業育成とみなすような財源措置をすべきではないかと思うのです。そのためにふるさと納税の寄附金ではなくて堂々と町民に向かってまちの一般財源扱いとして、自主財源として、先駆的な事業をやるのだというぐらいの、予算にもそういう財源措置をしたらいいのではないですか。その2点、お答え願います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 海と漁業を科学するプロジェクト事業のご質問でございます。議員から前段に町制施行70周年を迎えるということで白老牛の導入のお話がありました。まさしく70年前に当時の町長が白老町の予算の半分を投資して白老牛を導入したというこの英断で今この白老牛が全国各地に発信をして、そして海外に発信しているというようなことで、本当にこの礎をつくっていただいたということで改めて感じるところでございます。そういった中で、今年町制施行70周年ということで、まちづくりのテーマが挑戦と前進ということで、この陸上養殖事業はまさしく挑戦の目玉事業だと私も位置づけをしているところでございます。

そういった中で、今るる議員からご心配のお声や様々なご提言をいただきました。その中で、この事業の目的は、先日勉強会も参加させていただいたのですけれども、やはり水産事業者、漁業者の皆さんの魚価安定、これが一番の目的というようなことで、ご承知のとおり海洋環境の変化によって漁業者の皆さんが取れたものが取れなくなっているという状況の中で、魚価の不安定さを解消するべく事業に取り組んでいるというようなことと、白老町で新たな事業の発信ということで様々に今注目を浴びているところでございます。そういった中ではこの事業を成功させるためには漁業者の方、そして専門家の方、そして行政が一体になって共感を広げて事業を推進していかなければならないと考えているところでございます。そういった中では今は特許の問題ですとか、予算をしっかりと一般財源というか、自主財源を使ってやれよというようなご提言もいただきましたので、その辺も総体的に含めてしっかりとこの事業を成功させるために私も全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。予算書17ページ、3款1項2目老人福祉費の中の福祉介護人材確保事業76万3,000円、以前の説明ではジオターゲティング広告を今回初めてやるという話だったと思うのですが、これは一般質問でも決算審査特別委員会の中でもあったのですが、やっぱり福祉の介護の人材確保というのはすごく大切なことだと思います。今回初めてやると思うのですが、もし効果があるとしたらすぐ流用でも補正を上げてでも一気にこういうものはやらないと、少しずつやってもなかなか投資効果というのは生まれませんと思います。ここは費用対効果というよりも投資効果だと思います、このPRに対して。ですから、この辺を担当課、健康福祉課にも予算的にはなるでしょうし、実際には高齢者介護課も十分関わってくると思うのですが、この辺の今後の戦略といいますか、持っていく方、どのようにやっていくかをお聞かせ願います。

○議長（小西秀延君） 森高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（森 誠一君） 福祉介護人材確保事業ということでございますが、こちらはジオターゲティング広告というものを活用した委託事業になります。前にも若干ご説明いたしましたけれども、ターゲットを絞って広告をスマートフォンに配信するというものでございまして、この事業の中で最も大事なのはどのような方がどのような場面で閲覧したかというような調査結果を後でフィードバックしていただきますので、そういった結果を踏まえた上で、まずは人材確保につながるのがもちろんですけれども、それ以上に白老町というまちを知っていただく、白老町の福祉事業所のことを知っていただく、そういったことで、まずジオターゲティング広告を打って、それがどのような方に見られてどのようなアクションが起きたかというような分析をして、その結果を踏まえて今後の継続についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 1 番、水口光盛議員。

○1 番（水口光盛君） ぜひやっていただきたいと思います。というのは、私は再三言っているのですが、来年の5月から町立病院で介護医療院ということで、逆に言うと介護医療院も人を募集するに当たってこういうこともやっていかなければいけないのではないかとということも含めてジオターゲティング広告、私はこれは多分首都圏も含めて、ヤフーですとかユーチューブでもいろいろあると思うのですが、結構効果的だと思うのです。グーグルのサイトもそうですし。やはりこういう新しいPRをして白老町というまちも知っていただくということで産業にもつながりますので、新しい試みってなかなか予算をこうやって補正に上げてくるという勇気というものもあると思うのですけれども、でも町長がふだん言っている機動的な予算の使い方だと私は思うので、将来病院でも人を集める、そして既存の介護の施設の定着も図るという両面があると思いますので、これは予算が少なかったらすぐ流用するなり補正を上げるなりして病院の開院まで続けていくべきだと思うのですが、その辺、今日は病院の事務長がいないので、どのようにお考えですか。

○議長（小西秀延君） 大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） ただいまのご質問でございますが、今回介護人材ということに絞ってこのような新たな試みをさせていただきました。この結果を踏まえましてさらなる拡充ということも考えていかなければなりませんし、介護人材だけにとどまらず、多方面にでももし活用できればこのようなことでスピーディーに予算計上しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（小西秀延君） 4 番、長谷川かおり議員。

○4 番（長谷川かおり君） 4 番、長谷川です。19ページの産後健診・産後ケア事業について伺います。

前回説明のときに宿泊型の利用が伸びているというところで補正を出しましたということでしたが、具体的にどのような利用があったかということと、あとはほかにまだ通所型とか、あとは訪問型とかもあるのですけれども、そこのところの現状をお聞かせください。

○議長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 産後ケア事業についてのご質問でございますが、今回宿泊型

の利用が見込みを大幅に上回るということで補正を上程させていただきました。宿泊型につきましては、当初延べで6回の見込みで予算を上げたのですが、実際5月に町内の事業所が開院しまして、5月、6月、7月と3か月で5名の方が延べ8回利用されている実績がございました。利用されている方につきましては心身の疲れを取るためにということとか、あとご家庭で育児を手伝っていただけの方がほかにいないということもあってご利用されているような状況もございました。3か月の利用状況を見ますと、今後ますます利用される方が多く見込まれるということで今回補正予算を上げさせていただいたところであります。

それに代わって日帰り型の産後ケア事業につきましては、これは課税世帯が1,000円の負担と、あと非課税世帯の方は利用料がかからないような事業内容になってございますけれども、こちらの日帰り型については利用が見込みを下回ったというような状況でございました。当初延べ年間で3月まで19回の利用があるのではというところで見込んだところでしたけれども、5月、6月、7月の3か月の中では1件の利用しかなかったというところで、今後においても通所型の産後ケアについては利用は少ないというような見込みでございます。

また、訪問型というところで、これは実際に利用される方のご自宅に訪問していろいろ身体状況の指導とか育児の不安解消のための相談を受けたりとかというような事業でございますけれども、これにつきましては3か月で利用人数が6人で延べ10回のご利用がありました。これについては3月まで45回の利用回数を見込んでおりますけれども、見込みどおりの執行になるというような予想を立ててございます。

○議長（小西秀延君） 4番、長谷川かおり議員。

○4番（長谷川かおり君） 4番、長谷川です。ただいま産後ケアの事業の内容、実績をお伺いしました。宿泊型というのはどこでもやっているわけではなくて、やっぱりこれは白老町の助産師が開院してくれた、そして国の施策もあり、そして町と連携して行うことができたことでこのような、本当に当事者でないと分からない悩みという、妊産婦の悩みというのを助産師と共に共有しながら心を軽くして育児や家事を行っていきける、そんなシステムの一つだと私は理解しております。それで、私は娘がちょうど同級生とかが妊娠、出産する年齢でおりまして、その中で札幌市とか東京都とか、そういうところから白老町はすごいねというのを娘から聞くのです。それで、助産師もどんどん、どんどん発信して、それがいろいろとつながっているというところで、まちとしてもしっかりとそういうところをもっともっと発信して行って、そして先ほど水口議員が質問しました介護人材の獲得というか、町外にどんどん、どんどん発信して、本当に白老町の子育てをもっともっと発信していく機会でもあると思います。こうやって産後ケア事業をこのように低価格で利用できるというのは白老町の妊産婦の特権でもありますので、もっともっと白老町に住んでもらえるような、そういう取組も必要かと思っておりますけれども、そここのところの今後の考えを伺います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 産後ケア事業のご質問でございます。議員ご指摘のとおり、この事業も行政だけではできなかったといえますか、様々な方々のご協力をいただいてこの事業というのは展開していると私も認識しているところでございます。私も子育て中のお父さんやお母さ

んの話を知ると、やはり子供を授かって、そして生まれて、そして本当に不安の中で日常生活を送っていくという状況の中では相談体制というのがやっぱり1つ重要なところではないかと捉えております。ですから、この産後ケア事業もしっかりと相談体制の中で子育て支援というのもまちとして取組を進めてまいりたいと考えているとともに、これはずっと今までもご指摘があったところなのですけれども、白老町としての子育て支援、こういうことをやっているよ、ああいうことをやっているよということの発信不足というのがまだまだ解消されていない部分がありますので、この辺はしっかりと発信をさせていただいて、それで安心して産み育てる環境づくりを白老町としてもやっているということを取組と共に発信していきたいと考えております。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第6、議案第2号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

太田政策推進課長。

○政策推進課長（太田 誠君） 議案第2号でございます。議2―1をお開きください。議案第2号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議 2—4 をお開きください。附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議 2—5 をお開きください。議案説明です。白老町におけるデジタルトランスフォーメーション（D X）推進に伴い、町条例に基づく手数料等の納付について、オンライン手続により実施できるようにするため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<u>（目的）</u> <u>第 1 条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> <u>（定義）</u> <u>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1） 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。）をいう。</u>	<u>（目的）</u> <u>第 1 条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 2 条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> <u>（定義）</u> <u>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1） 条例等 町の条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。）並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31</u>

(2)～(10) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 略

4 第1項の場合において、町の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき北海道の条例の定めるところにより町が処理することとされた事務について規定する北海道の条例及び北海道知事又は北海道教育委員会の規則をいう。

(2)～(10) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 略

4 第1項の場合において、町の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

5 第1項の場合において、町の機関等は、当該

申請等に関する他の条例等の規定により納付書をもってすることその他の使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 町の機関等は、申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 町の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみな

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 町の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用す

して、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 及び 4 略

る。

3 及び 4 略

5 町の機関等は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

（適用除外）

第 8 条 次に掲げる手続等については、第 3 条から第 6 条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に基づき行うことが規

	<u>定されているものを除く。)</u> <u>(添付書面等の省略)</u> <u>第 9 条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u>
(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) <u>第 8 条 略</u> (委任) <u>第 9 条 略</u>	(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表) <u>第 10 条 略</u> (委任) <u>第 11 条 略</u>

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 2 号 白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特
例に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（小西秀延君） 日程第 7、議案第 3 号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特
例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

高尾税務課長。

○税務課長（高尾利弘君） 議 3—1 をお開きください。議案第 3 号 白老町過疎地域におけ
る固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則でございます。この条例は、公布の日から施行
し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

次のページ、議 3—2 をお開きください。議案説明です。本条例に基づく課税免除等に係る
固定資産税の減収補填措置については公示の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得したもの
となっていたが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除
又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正を含む奄美群島振興開発特
別措置法第 38 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省
令等の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、これにより期限が 3 年間延長され
たため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(課税免除) 第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 3 2 年法 律第 2 6 号） <u>第 1 2 条第 3 項</u> の表の第 1 号の中 欄又は第 4 5 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲 げる事業の用に供する設備で同法 <u>第 1 2 条第 3 項</u> の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 2 項の表 の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるもの（取 得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分 に応じ当該各号に定める額以上のものに限る。）	(課税免除) 第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 3 2 年法 律第 2 6 号） <u>第 1 2 条第 4 項</u> の表の第 1 号の中 欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の中欄に掲 げる事業の用に供する設備で同法 <u>第 1 2 条第 4 項</u> の表の第 1 号の下欄又は第 4 5 条第 3 項の表 の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるもの（取 得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分 に応じ当該各号に定める額以上のものに限る。）

である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)及び(2) 略 2 略	である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎法第2条第2項の規定による公示の日から令和9年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)及び(2) 略 2 略
--	--

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第8、議案第4号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号でございます。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月6日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和6年12月2日から施行する。

続きまして、次のページ、議4―2をお開きください。議案説明でございます。令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、医療機関を受診する際にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認が行われることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、新旧対照表につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(受給者証の提示) 第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に <u>被保険者証又は組合員証及び受給者証</u> を提示するものとする。	(受給者証の提示) 第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第９、議案第５号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議５―１をお開きください。議案第５号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年９月６日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。施行期日、第１項、この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

経過措置、第２項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

続きまして、議５―２をお開きください。議案説明でございます。令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページの新旧対照表につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
第１５条 この町は、世帯主が国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第９条第１項若しくは第 <u>９項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした者又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求め</u>	第１５条 この町は、世帯主が国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第９条第１項若しくは第 <u>５項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。</u>

られてこれに応じない場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。	
---	--

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第５号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号 財産の取得について

○議長（小西秀延君） 日程第10、議案第６号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議６―１をお開きください。議案第６号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和６年９月６日提出。白老町長。

１、取得する財産、ノートパソコン、120台、モノクロプリンター、６台。

２、取得予定金額、2,255万円。

３、取得の目的、校務用コンピュータ機器等の更新。

４、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

５、契約の相手方、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

議６―２をお開きください。議案説明です。財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 財産の取得について

○議長（小西秀延君） 日程第11、議案第7号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 続いて、議7―1をお開きください。議案第7号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和6年9月6日提出。白老町長。

- 1、取得する財産、総合行政ネットワーク無線環境構築用物品、一式。
- 2、取得予定金額、1,647万8,000円。
- 3、取得の目的、総合行政ネットワーク（L G W A N）無線環境の構築（総合行政ネットワーク無線環境整備業務委託）。
- 4、取得の方法、1者随意契約。
- 5、契約の相手方、室蘭市築地町89番地24、株式会社つうけんアクティブ道南事業所室蘭事業所事業所長、日置孝次。

議7―2をお開きください。議案説明です。本契約は委託契約ではありますが、総合行政ネットワーク（L G W A N）無線環境の構築業務内に業務委託の成果品として財産の取得に相当する金額が700万円以上あることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小西秀延君） 日程第12、議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 本日配付の議案第8号でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月20日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字萩野281番地23、氏名、安達義孝、生年月日、昭和30年6月26日生まれ、69歳であります。履歴、別紙のとおりということで、議8―2の履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

続きまして、議8―3、議案説明であります。白老町固定資産評価審査委員会委員として安達義孝氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第9号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

○議長（小西秀延君） 日程第13、議案第9号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求
めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒副町長。

○副町長（大黒克己君） 本日配付の議案第9号でございます。白老町教育委員会委員の選任
につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月20日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字虎杖浜282番地、氏名、米本聖子、生年月日、昭和57年12月25日生
まれ、41歳。履歴、別紙のとおりということで、議9—2、履歴調書でございますが、記載の
とおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

続きまして、議9—3、議案説明でございます。白老町教育委員会委員として米本聖子氏を
選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議
会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 12番、西田でございます。この方を選任するに当たりまして教育委員
会の中の男女比率、全員で何人いらっしゃって、女性は何人になるのか、まずそこをお伺いさ
せてください。

○議長（小西秀延君） 富川学校教育課長。

○学校教育課長（富川英孝君） 教育委員会につきましては、安藤教育長をはじめその他4名
の教育委員の皆さんがいらっしゃいます。このたび選任を議案として提案させていただきました
米本さんが女性としては1人ということになりますので、教育委員会5名のうち女性が1名
ということになってございます。

○議長（小西秀延君） 12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 今回わざわざこうやって聞かせていただきましたのは、やはり女性の

方を少なくとも2名にはしてほしいという思いから聞かせていただきました。今後もぜひそういう方向性でお願いしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 教育委員の女性というようなお話がございました。やはり女性活躍というのはもう日本で叫ばれている状況で、町も女性の登用率については附属機関の会議を含めて様々に取組を進めておりますので、議員のご指摘のとおりしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第9号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第 8号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について

報告第 9号 定期監査（工事監査）の結果報告について

報告第10号 定期監査（学校監査）の結果報告について

報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○議長（小西秀延君） 日程第14、報告第8号 定期監査（公営企業会計）の結果報告について、報告第9号 定期監査（工事監査）の結果報告について、報告第10号 定期監査（学校監査）の結果報告について、報告第11号 例月出納検査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略します。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第8号、報告第9号、報告第10号及び報告第11号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第12号 教育行政事業執行状況報告書（令和5年度対象）の提出について

○議長（小西秀延君） 日程第15、報告第12号 教育行政事業執行状況報告書（令和5年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行った結果について教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略して、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 報告第12号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（小西秀延君） 日程第16、認定第1号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第4号 令和5年度白老町下水道事業会計決算認定について、報告第2号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和5年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和5年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上8議案を一括議題に供します。

本件については、9月12日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会貳又聖規委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（貳又聖規君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告いたします。

1、付託議案。

（1）、認定第1号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

（2）、認定第2号 令和5年度白老町水道事業会計決算認定について。

（3）、認定第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

（4）、認定第4号 令和5年度白老町下水道事業会計決算認定について。

（5）、報告第2号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

（6）、報告第3号 令和5年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

（7）、報告第4号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

（8）、報告第5号 令和5年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

て。

2、審査の経過。

令和6年9月12日再開の白老町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月17日、18日及び19日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

- ①、令和5年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- ②、令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ③、令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- ④、令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑤、令和5年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑥、令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 令和5年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、認定第4号 令和5年度白老町下水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(5)、報告第2号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(6)、報告第3号 令和5年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(7)、報告第4号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(8)、報告第5号 令和5年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、順次討論、採決を行うところですが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、これを省略し、直ちに議案ごとの採決を

行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和5年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第4号 令和5年度白老町下水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第2号 令和5年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和5年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和5年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号について一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を続行いたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君） 日程第17、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、行政視察等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第8号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第18、意見書案第8号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激な状態の悪化を予防したりすることが大切になる。また、COPDが

進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、ほかの慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1. 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- ・地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- ・画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

2. 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- ・地方自治体における受診勧奨対策に対する財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や憎悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。
- ・COPDの重症化や憎悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- ・COPD関連の厚生労働科学研究費補助金等の研究資金の確保など、COPDの重症化や憎悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

3. COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- ・COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- ・COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第19、意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

1番、水口光盛議員。

〔1番 水口光盛君登壇〕

○1番（水口光盛君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給基地としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化

の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
3. 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
4. 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第20、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会貳又聖規委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（貳又聖規君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、小中学校及び地域活動におけるスポーツ振興の現状と課題について。(2)、分科会、スポーツ少年団と地域おこし協力隊との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、分科会（懇談）への出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

8、調査結果。

本委員会は、小中学校及び地域活動におけるスポーツ振興の現状と課題について、担当課から説明を受け、経過、現状及び課題を把握し、所管事務調査並びに活動団体との懇談を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、現状と課題、課題解決のための方策（教育委員会報告）。

①、スポーツ振興を目指す本町の現状と課題。

昭和51年、全道で7番目にスポーツ都市宣言をし、これまでスポーツの普及・振興に尽力してきたが、近年のスポーツを取り巻く環境は大きく変化している。現状と課題については次のとおりである。

ア)、人生100年時代における健康意識の高まり。

イ)、少子化等の影響による子供の運動機会・スポーツクラブ（少年団）の減少。

ウ)、人口減少や高齢化に伴う指導者の減少。

エ)、部活動地域移行の担い手確保。

オ)、スポーツ施設の老朽化と指導体制の不足。

その課題解決の方策は次のとおりである。

ア)、令和5年8月にスポーツに関する専門的な知識・経験を持った地域おこし協力隊の導入を行い、小中学校に出向いての専門的な指導や保育園や小学校にてマルチスクールの実施。

イ)、令和5年8月に札幌市を拠点に様々な活動を展開する「総合型地域スポーツクラブ S a f i l v a（サフィルヴァ）」と包括連携協定を締結し、町内関係団体との連携を強化し、スポーツ振興体制を推進するとしている。

②、部活動の地域移行に係る現状と課題（教育委員会報告）。

保護者と生徒の視点では、少子化により部活動に加入する生徒数の減少とスポーツへのニーズの多様化が見られており、全体的な活動量も減少している。学校や教職員では、少子化により教員（顧問）の減少に伴い、複数顧問での指導配置ができず、専門外の競技の指導をする精神的な負担が大きいことが課題となっている。

活動量の減少や教員の地域課題の一方で、小学4年生から6年生までの205名を対象とした町教育委員会のアンケート調査では、「中学生になったら部活動をやりたいと思いますか。」との問いに対し136名（66.3%）が「部活動をやりたい」と答えており、部活動への参加意欲は高い

と読み取れる。

今後の方向性として、地域移行に向けて、令和５年度から７年度までを改革推進期間と位置づけ、部活動の休日の指導を地域クラブに移行する取組を推進する。

（２）、令和２年の総務文教常任委員会による政策提言「白老町のスポーツ振興について（Ｒ２．１２．１８）」に対する取組状況。

教育委員会からの報告では、スポーツ振興計画については未着手であるが、現状は令和３年度策定の白老町社会教育中期計画をもってスポーツ振興計画に代替して取組を実施している。

個別計画の必要性や重要性は認識しており、６年度中に「第３次白老町社会教育中期計画」の見直しを完了し、７年度から個別計画の策定に取り組んでいく予定としている。

（３）、委員会の意見。

①、長期ビジョンの策定と自治体マネジメントの向上並びに体制整備。

ア)、本町のスポーツ振興のビジョンを明確にし、将来像を達成するため施策ごとの「現状と課題」、課題解決に向けた取組方針、作業工程、重点的に取り組む「具体的な事業内容」を示したスポーツ振興に係る実行計画が必要である。

イ)、毎年度の予算編成の指針となるよう事業の優先度の整理を行い、ハード・ソフト両面からの政策を実現する手だてを具体的にすべきである。

ウ)、全国各地で部活動の地域連携・地域クラブへの移行が進む中で、本町は、周辺自治体と比較しても後れを取っており、関係者から不安の声が多く出されている。また、地域移行は学校との連携が必須であるが、学校教育課から生涯学習課へ担当が替わったことから、スポーツ振興が健康で暮らせるまちづくりの一環としてだけではなく、スポーツの価値をしっかりと検証し、行政における推進体制を明確にする必要がある。

白老町中学校部活動地域移行推進計画の進捗について、計画は策定されているが具体化されていないことから、令和６年度中に実施計画を策定して早急に取り組むべきである。

エ)、行政経営の視点を持ち、行政評価を活用し、「状況把握—計画—実施—評価—改善」の流れを構築し、進行管理に努めるべきである。

オ)、令和２年に政策提言した「白老町のスポーツ振興（Ｒ２．１２．１８）」の３つの提言（「提言１：スポーツ振興計画の策定と推進」「提言２：民間活力の導入と財源確保」「提言３：まちづくりとスポーツ振興の連携」）が具体的な施策に反映されていない現状が散見されており、再度、町長をはじめとする町行政において、当政策提言を真摯に受け止め、課題の早期解決に結びつける必要がある。

カ)、体育協会の在り方を整理して今後の方向性を明確にし、サフィルヴァや地域おこし協力隊のそれぞれの担う役割の整合性を図り、費用対効果及び地域性を十分考慮した新たな体制整備が必要である。

②、子供たちがスポーツをできる環境整備。

ア)、クラブ活動への足の確保として、既存のスクールバスや本年度購入予定の教育支援バス、地域公共交通の活用を含めて検討すべきである。

イ)、総務文教分科会において懇談した白桜バレーボールクラブ、白老町剣道スポーツ少年団

をはじめ、町内には団員数が少なく、活動存続の危機にある団体が増加しており、行政と関係機関の協力の下対策を講じるべきである。

ウ)、白老町少年野球クラブや白老ソフトテニス少年団など町内の体育施設等を練習場所としている団体からは様々な施設整備の要望があり、利用団体の声を聞き、対応を早急に図るべきである。

また、各小中学校のグラウンドについても雑草の繁茂等が散見されることから、環境整備に着手すべきである。

エ)、全道大会や全国大会出場に係るまちの補助制度について、しっかりと周知し活用を促進するとともに、対象費用の拡充について検討する必要がある。

③、まとめ。

文化・スポーツ等の部活動がなくなったからといって子供たちの可能性の芽を摘まない、少しでも新たな才能を伸ばす、様々な機会に触れる環境を保障するような環境づくりを打ち出す必要がある。前述したビジョンや実行計画を策定し、白老ならではの地域移行について具体性を打ち出し実行すべきである。

このことを踏まえ、青少年の健全育成とスポーツ都市宣言にふさわしいまちづくりを推進するよう提言し、今後、本委員会としても実効性の担保、追跡調査、施策の効果検証を行うこととする。

(4)、総務文教分科会。

総務文教分科会は、スポーツ少年団及び地域おこし協力隊との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、ウポポイを核とした観光振興について。(2)、分科会、一般社団法人白老観光協会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

(1)、常任委員会。

町の現状について。

①、白老駅北観光商業ゾーンについて。

地域経済の活性化や観光振興の拠点として、観光インフォメーションセンター「ポロトミンタラ」が運営されており、町内の周遊性向上を図る拠点となっている。

また、ポロトミンタラフェスティバルや白老牛肉まつりの会場としても活用され、にぎわい創出の拠点にもなっている。

民間活力導入区域は、ウポポイ開設以前から問合せはあるものの企業の進出には至っていない。

②、大町・東町商店街について。

最盛期は約90店の小売店や飲食店などが並ぶ商店街であったが、国道バイパス化により商店街の交通量が減少したことなどにより、店舗数が減少し、空き店舗が増加している。

商店街の後背地である大町、高砂町、東町の地域は高齢化率が高いことや、白老町に來訪した観光客の周遊性を高める観点からも、商店街の活性化が求められている。

③、交流促進バス「ぐるぼん」について。

ウポポイ周辺における町民や來訪者の回遊性を高め、アイヌの方々をはじめとした町民及び來訪者にとって利便性の高い地域内交通ネットワークの形成を目的に運行されている。

運行当初は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の伸び悩みがあったものの、令和4年以降はインバウンドの來訪者も含め利用者は増加傾向にある。

課題について。

ウポポイの開業は、国内外からの交流人口の増加や町内の観光振興につながる絶好の機会である。白老町においても第6次総合計画においてウポポイ等を活用した観光振興と交流人口の拡大を重点施策として設定している。

さらに下位計画として、商業・観光振興計画を策定し、ウポポイを核とした観光振興策を行っている。

また、ウポポイの開業効果で観光入り込み客の増加が見込まれているところではあるが、繰り返し訪れたくなるようなまちを目指して町内の魅力を発信し、地域内において経済効果を高めることが重要である。

しかし課題として、民間活力導入区域の活用が進んでいないこと、大町・東町商店街における空き店舗が多く日曜・祝日・夜間に営業している店舗が少ないこと、周辺に宿泊施設が少ないため白老町に訪れても通過型観光となる傾向が強いことが考えられる。

交流促進バス「ぐるぼん」は、利用人数は増加傾向ではあるが、乗車率で換算すると低い状況である。地域の公共交通としての活用か、観光周遊バスとしての活用か認識に相違があり、地域の足としての延線や利便性向上を前面に対応していくと、観光周遊バスとして機能しなくなる可能性がある。

また、車両の経年劣化や破損等が発生し、再リース時に懸念が残るだけでなく、アイヌ政策推進交付金を活用しており、交付金が活用できなくなった場合の検討が必要である。

委員会意見。

第1に、白老駅北観光商業ゾーンのにぎわい創出を図るべきである。具体策として、ポロトミンタラに飲食スペースの拡充や、民間活力導入区域の活用方針の見直しが必要であり、民間企業の進出を促進するためには、民間活力導入区域の上下水道などのインフラ整備は行政が行うべきである。

また、白老駅北観光商業ゾーンの活性化は、ウポポイの誘客促進にもつながると期待できることから、国に支援を要望し財源確保に努めるべきである。

第2に、大町・東町商店街の活性化を図るべきである。具体策として、事業所との連携強化を図り、活用できる補助制度の周知や制度利用のサポートを徹底していくべきである。

また、まちづくりとして、大町・東町商店街の空き店舗の活用促進や駐車場を確保すべきであり、それらを実施する上では、空き店舗の所有者や白老町商工会等との連携をより強化していく必要があると考える。

第3に、地域全体の公共交通の充実と、利便性の向上を図るべきである。交流促進バスの継続には課題もあり、将来的にはドア・ツー・ドアが理想であることから、段階的な政策転換が必要であると考えられ、核となる人材や部署を設置すべきである。

また、ウポポイに関連する駐車場の在り方の見直しが必要である。具体策として、大型バス第1駐車場を一般駐車場と併用できるようにすべきである。それには、大型バス第1駐車場トイレの修繕と横断歩道の設置が必要となるが、ウポポイを核とした観光振興を図る上で重要な課題であり、積極的に取り組むべきである。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、一般社団法人白老観光協会との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 次に、広報広聴常任委員長谷川かおり委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 長谷川かおり君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（長谷川かおり君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、議会広報紙の編集及び発行に関する事項。(2)、議会広報・広聴の実施に関する事項。(3)、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報紙の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、議会広報紙の編集・発行。

議会だより第188号の編集・発行を行った。

②、議会広報・広聴の実施。

議会懇談会の実施に向け、検討を行った。

③、議会広報・広聴の調査・研究。

より効果的な情報発信と広報・広聴活動の充実を図るため、議会広報研修会を受講した。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（小西秀延君） 日程第21、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願います。

次に、要望書等についてであります。皆様には議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等2件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく、お願いをいたします。

◎休会について

○議長（小西秀延君） 日程第22、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日9月21日から明年1月6日までの108日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月21日から明年1月6日までの108日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 広 地 紀 彰